

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柴田町長 滝口 茂

市町村名 (市町村コード)	柴田町 (043231)	
地域名 (地域内農業集落名)	中名生、下名生地区 (中名生、下名生)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月17日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在中名生・下名生地区ではほ場整備事業を推進しており、農地の集積・集約化が進んでいる。また、面工事が完了している所から、個人・法人の担い手により耕作が進んでおり、法人においてはドローンなどのスマート農業を活用することにより、労働負担の軽減や作業性の向上、コスト削減効果が見られている。
・個人の担い手では、高齢化や後継者不足が懸念され、法人では、水稻以外の転作作物による安定的な収益の確保が課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・経営基盤の強化を行うと共に、国・県・町の雇用や施設設備などの各制度を活用しながら地域農業を安定的に継続発展させる。また、ほ場整備の完了が近づく中で、2法人を含めた6経営体の認定農業者を中心に水稻やたまねぎ等を耕作する。それと同時に、将来へ向けた若手オペレーターの育成、確保が必要不可欠となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	126.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・ほ場整備地域である農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他の区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ほ場整備事業区域外の農地について、耕作可能な農地は作付品目を検討し、土地利用計画を決めたうえで活用する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地区全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・ほ場整備事業の面工事は令和6年度工事で終了予定であり、暗渠排水工事及び補完工事については令和7年度以降に行う予定である。その後、確定測量、換地等へ進み、ほ場整備事業の完了となる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・中名生・下名生地区は2法人及び個人の担い手で耕作を行っている。個人の担い手は後継者不足が課題になるが、農事組合法人は若手のオペレーターの確保や育成に努めており、他にも地産地消やマーケティング活動を行い、6次産業化へ取り組んでいる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農事組合法人、個人の担い手ともに今後も農業協同組合等からの協力を得ながら、効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③ほ場整備による大区画化に合わせ、農業用ドローンや自動操舵トラクター、水管理システムを導入し、作業の効率化・省力化を図る。
 ⑦遊休農地の拡大を防ぐため、地域で連携して資源保全活動に取り組む。